

# 「教育の機会均等」議論と国際教育学の新しい研究視座

岡田 昭人

はじめに

1. 「教育の機会均等」研究の系譜
2. 近年の日本における教育の機会均等をめぐる議論の諸相
3. 教育機会均等をめぐる論点
4. 国際教育学の新しい研究視座

結び

## はじめに

グローバル化の進行と共に、知識経済社会や多文化社会が進展し、日本においては教育制度自体が平等原理に基づく義務教育から、市場原理、選択・競争と学校の序列化を促進し、格差を助長する義務教育に向かう改革が進んでいることが指摘されている。こうした制度改革は、合理性・適切性を欠くものであり、学校とそれを取り巻く地域社会の教育に対する可能性を抑制し、教育機会の不平等化を引き起こす危険性の高いものであると批判されている。

本稿の主たる目的は、近年の日本における教育政策と教育改革のなかで「教育の機会均等」の問題がどのように議論されてきたのかについて整理し、現時点での課題について論じ、そして次にその課題に国際教育学はどのようにアプローチすることができるのか、子どもの権利、とりわけ発達と学習の権利、教育への権利の視点に焦点を当ててその方法を示唆する、というものである。

## 1. 「教育の機会均等」研究の系譜

第二次世界大戦前では、日本教員組合啓明会を結成した下中弥三郎が、学習権や教育委員会制度の確立を求めた「教育改造の四綱領」において「教育理想の民衆化」をはじめ、「教育の機会均等」を重要な柱として位置付けていた<sup>1)</sup>。また、終戦直後になると、戦前のエリート養成型の複線型学校制度から、より民主的な単線型学校体系へと改革されたことを前提に、教育の機会均等概念が「能力主義」から「平等主義」に移行していることが種々の研究によって主張

されている。

戦後教育改革や教育基本法制定過程において機会均等概念がいかに議論され、定義されてきたかを分析したものに鈴木『戦後日本の教育改革 3—教育行政』、山住・堀尾『戦後日本の教育改革 2—教育理念』、久保『対日占領政策と戦後教育改革』、また、教育基本法の解説としては、辻田・田中『教育基本法の解説』や田中『教育基本法の理論』などがある。

「教育の機会均等」、「機会の平等」と題する研究には、伊ヶ崎『教育基本法文献選集』や、伊藤和衛による「義務教育費の財政分析」を中心とした分析、塚崎・塚崎『教育の機会均等とは一立ち上がった母親たち』、日本教育行政学会編『教育の機会均等と学校選択』、白石『教育機会の平等と財政保障—アメリカ学校財政制度訴訟の動向と法理』などがある。

「国民の教育権」論の観点から教育の機会均等問題を捉える著作の数は多いが、なかでも宗像誠也、兼子仁、永井憲一が中心的役割を担っている<sup>2)</sup>。機会均等の課題を政治思想史との関連で総括的な分析をしたものには、堀尾『現代教育の思想と構造』があり、また、黒崎『教育と不平等』は、アメリカにおける教育と不平等に関する多様な議論と視点の整理を試みている。

人権論の観点から機会均等を捉えるものとして、渡部(1997)「『教育の機会均等』原則の使命は終わったのか—『教育における正義の原則』への道程」がある。これは、教育における機会の均等開放から平等保障への移行の必要性を唱え、憲法、教育基本法や国際法上の差別禁止原則が、形式的平等から実質的平等に移行する途上にあることを論じている。障害児など、特別のニーズのある者に対する支援教育の観点から、日本国憲法 26 条や旧教育基本法(昭和 22.3.31) 3 条の「能力に応じて」という文言の文理解釈を試みたものとして、清水(2008)「『発達の必要に応じて』の教育条理解釈の提起をめぐる」が挙げられる。

2006 年に改正された新教育基本法の逐条解説として、田中『逐条解説—改正教育基本法』や佐々木『改正教育基本法—制定過程と政府解釈の論点』が挙げられる。とりわけ、佐々木は、憲法 26 条や 14 条にも言及しながら、新法 4 条 1 項の「ひとしく」と「その能力に応じた」という文言の整合的な解釈を提示している。この他にも、教育機会均等の不平等に関する論文を収録したものとして、小内著『リーディングス 日本の教育と社会—13 教育の不平等』や宮寺編『再検討 教育機会の平等』がある。

## 2. 近年の日本における教育の機会均等をめぐる議論の諸相

本節では、近年の日本においては教育の機会均等を論ずる場合、その主流をなしている議論について考察を進める。すなわち、1980 年代の臨時教育審議会の議論と、その流れをくむ 1990 年代の中央教育審議会答申、ならびに 21 世紀の構造改革路線と関連する教育改革国民会議や教育再生会議などから教育政策の具体像を追ってみよう。

日本では 1980 年中盤から、社会の諸方面での規制緩和と公的部門の民営化路線が推進され、教育においては、臨時教育審議会（通称、臨教審：1984-87 年）が設置された。当時、学校が荒れ、子どもの学力低下が顕著化しつつあったことから、教育改革を求める声が高まっていた。臨教審は当初「教育の自由化」を前面に打ち出し市場原理を採り入れた教育政策を考案し、制度改革の実施を検討していた。

教育における市場原理を強化する改革が推進されたのは日本だけではない。アメリカのレーガン政権やイギリスのサッチャー政権も、同様の改革を推進した。フリードマンは『資本主義と自由』や『選択の自由』において、教育政策の切り札として、「学校選択」や「バウチャー制度」の積極的導入を論じた<sup>3)</sup>。この主張は、従来の福祉国家における教育が混迷する原因を、学校や教師の努力不足によるものと説明し、子どもや保護者を市場における消費者、学校と教師をサービスの提供者と位置付け、前者が後者を「選択」することによって学校間の競争意識を生み出し、その結果としてサービス（ここでは教育や教師の質）の向上が期待される、という論理に基づくものであった。各家庭には、学校や教育を選択する自由が与えられるかわりに、それをどのように生かすのかは「自助努力」とされ、また達成された結果は、「自己責任」として甘受すべきとされる。

臨教審がこうした自由化路線を強調しつつ、自由化に伴う社会の変化や矛盾に対応する必要から、国家主義的な社会・教育管理の強化を主張すると同時に、自衛隊の「国際貢献」なども主張され、いわば、新保守主義と一体になった新自由主義が展開された。しかし、既存の制度の維持を主張する旧文部省の強い反発もあり、最終的には「自由化」ではなく、「個性化」を重視することで妥協した<sup>4)</sup>。ただし、この「個性化」は、「自由化」の延長上にある概念であり、実際には個々人の個別化、差異化を意味するものであった。その文脈で考えるならば、学習がさほどできない子どもも、「個性」として説明され、切り捨ての論理をも内包する危険性を有していた。

1990 年代に入ると、初中等教育への公的予算の削減が進められていくなかで、学校改革のモデルとして経済同友会の「学校から『合校』へ」（1995 年）が出され、また経団連は「創造的な人材育成のための『五つの提言、七つのアクション』」（1996 年）において、「創造的な人材は画一的教育システムの中から生まれにくい」と主張し、種々の規制緩和（カリキュラムの編成や人材雇用の弾力化、学校選択や教員資格制度の導入、飛び級や大学設置基準の自由化）により既存の学校制度を見直すことを提唱した。

前述した「個性化」を柱とする臨教審の教育改革構想は、中央教育審議会（以下中教審とする）の「21 世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（第一次答申は 1996 年 7 月、第二次答申は 1997 年 6 月）のなかで改めて登場する。第一次答申は「学校スリム化」を主要な目

的として小中学校通学区域の弾力化と親の学校選択の自由を支援する方向性を明示し、また第二次答申が完全学校五日への移行（2003年までに）、「公立中高一貫校」の選択的導入を提言し、その後学校教育法が改正され1999年から制度化されるに至った。理念上中高一貫教育は、高校入試にとらわれない「ゆとり」のある学校生活と生徒たちの個性の開花と育成を目指していたのであるが、こうした学校の限定的な設置は、中高一貫校のエリート化を招き、また受験競争の低年齢化につながっていることが様々な研究や著差によって明らかにされている。また、「ゆとり教育」は子どもたちの「生きる力」を育成するために「個性重視」や「個性主義」を基調とした学習の方法をとり入れることを推奨していたが、学校教育が競争と能力主義により個性に応じた教育を標榜する新自由主義的な議論と基本的には同調するものであった<sup>9)</sup>。

こうした教育改革は、21世紀を迎えるとともに一層推進され、「聖域なき構造改革」の信念のもと、小泉純一郎内閣によって、教育基本法見直しの報告に集約されていく形で展開されていく。教育に関しても「聖域」となることはなく、義務教育費国庫負担金の削減、構造改革特別区域法による特区校の導入、学校選択制拡大、公立学校の第三者評価の試行的実施、また国立大学の法人化などが相次いで検討された。小泉政権以降の安倍・福田両内閣においても、教育再生会議（2006年設置）などの審議の中に引き継がれ、全国学力テストの実施と学校別結果の公表、教員評価と能力給、バウチャー制度などが提唱された。そして2006年12月、戦後約60年間にわたって日本の教育の理念的支柱であった教育基本法が改正された。それを受けて、安倍内閣は2007年3月に、教育関連三法案（学校教育法、教員免許法、地方教育行政法の「改正」）を提出した。それら三法の主な変更点は、学校評価制度や教員免許更新制の導入、また文部科学大臣の教育委員会に対する指示権などが含まれていた。

また2009年に誕生した民主党政権下でも、6年制の教員養成、学校理事会による学校運営（コミュニティ・スクール）、教育委員会にかわる教育監査委員会の設置など、教育費の拡充を要求する以外は、上述した諸会議の提言とさほど違いのない政策が提案された。

以上のように臨教審とそれ以降の自民政権による教育改革の影響は、既に様々な方面で論じられているが、改革がもたらした経済格差や階層間の機会不平等の拡大を批判するものが多い。例えば、橘木、佐藤、荻谷などは、階層間における所得配分の不平等や世代間の職業継承の問題、また階層間における「学力」の格差拡大という観点から批判を展開し<sup>10)</sup>、また山田（2004）は人々の「希望」の格差が社会で広まっていることを指摘した。そうした研究が注目を集めた理由として、一般的な人々が実生活を送る中で格差や不平等が拡大しているといった実感に基づく認識を強く共有していることなどがあげられよう。

### 3. 教育機会均等をめぐる論点

前節でみたように、1980年代以降の日本の教育改革は、学校教育への市場主義原理の導入と国家主義を強化する新保守主義が一体となって展開してきた。本節では、近年の教育の機会均等に関する議論の中で特に注視されるべき論点を4つに整理する。

第一の論点は、学校選択と機会の不平等に関わるものである。80年代の臨教審以降の教育の市場的な選択と競争、そして学校の序列化が義務教育段階から「格差」を是認し促進していることが指摘されている。この点では、保護者や生徒の権利保障を主張し、学校を教育の提供者として見立てることによって、市場的な相互作用によって教育サービスの向上を期待する。しかし、特定の学校に入学希望が集中することは、その学校に入学できない生徒が出てくることであって、その結果、学校選択時点での生徒の家庭環境が強く影響されることが問題となってくる。こうした傾向はエリート型の公立中高一貫校や構造改革特区校にみられる選択制などに強く現れている。これに関して、藤田は、学校選択制度が生み出す「学校商品市場」が一般的な商品市場と違って、特定の家庭が相対的に価値の高い教育を得る場合、そうでない人々が相対的に低い価値の教育を受けざるを得なくなるといった「ゼロサム・ゲーム的」な特徴を持っており、いわば学校の序列化と家庭環境による教育格差を生起させるメカニズムを内包していることを指摘している<sup>7)</sup>。さらに、こうした状況が、J.ロールズ (2010) が『正義論』において提起した正義(「配分的正義」)の第一原理(いわゆる「自由原理」)、誰もが他者の諸権利を侵害することがないかぎりにおいて諸権利を享受することができるといった「権利の平等」と、侵害されている諸権利を回復するための条件に関する第二原理(いわゆる「格差原理」)に共に反することになる、と批判している<sup>8)</sup>。子ども、親、教師、学校を全て熾烈な競争に巻き込み、それぞれを「勝ち組」と「負け組」に分けることによって、その矛盾を後者の「自己責任」に帰することを、教育結果の平等とみなして甘受させるような原理となることが懸念される。

第二の論点は、1990年代以降に実施された子どもたちの興味、関心、意欲を重視した「新学力観」や「ゆとり教育」に基づく「自ら考える力」の育成などを目的とした教育改革が、一般的な学力低下傾向をもたらし、出身階層の学力格差を助長し、ひいては教育機会の不平等をもたらしているとする点である。例えば、荻谷を中心とするグループによれば、「新しい学力観」のもとで行われた教育が、小中学生の算数・数学と国語の基礎学力低下をもたらし、また家庭の社会文化的階層によって子どもの学力に大きな格差が生まれている。しかも、こうした学力低下の傾向は、塾に行けない子どもたちや公立学校の教育のみに頼らざるを得ない子どもたちの間でより深刻化しており、「総合学習」や「調べ学習」についても同様の傾向が見られるという<sup>9)</sup>。こうした研究は政府や官庁レベルの調査では明らかにできないが、政策上看過することができない教育における階層格差を捉えており、今後の教育改革の中では、生徒の学習時間や意欲にみられる階層差を縮小するための施策が不可欠であるとしている。

第三の論点は、新教育基本法の機会均等条項の解釈に関するものである。新教育基本法4条1項は、旧法3条と文言上同一である。しかし、その改正趣旨と解釈が問題であり、日本国憲法との関連性が重要になる。憲法は、「すべて国民は、法の下に平等」(14条)であって、「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」(26条)と述べている。旧教育基本法第3条は、上記の規定を受け、教育を行うにあたっての前提となる重要な基本原則として、教育の機会均等の確保と教育における差別を禁止していた。旧法3条の解釈については、その立法過程に関与した田中二郎が中心となって編纂された『教育基本法の解説』<sup>10)</sup>において示されたものがその後も共有されている。これによれば、旧法3条は、すべての人々の「人格の完成」を目的とした能力に応じた教育という主旨のもとで策定され、その上で「人間の諸能力を一方に偏することなく」、「個性の伸長、完成」に向けた「調和的発展」を希求するものであった。新教育基本法4条は、旧法3条と同一であるが、戦後歴代の自民党政権による教育基本法の見直しの議論を踏まえることによって、新法4条にいかなる意図が反映されているか知る手掛かりが得られると思われる。

戦後における教育基本法改正の議論は現在に始まったことではなく、日本国との平和条約(サンフランシスコ講和条約)により日本が独立し、米ソを中心とする冷戦が深刻化する1950年代から繰り返し主張されてきた。その背後には「アメリカの押し付け」<sup>11)</sup>である日本国憲法自体を「改正」すべきであるといった思惑があった。新教育基本法はこうした自民党の「新憲法草案」との整合性を基本としており、特に戦力の放棄を定めた9条の改正を求める動きがある。すなわち、まず教育基本法を改正して「外堀」を埋め、次に「内堀」として憲法の改正を企てるといった目論見があった。

この点に鑑みれば、新教育基本法の第4条に書かれている「能力」が、新自由主義に基づく「個性重視」の路線にそって意味付けられており、世界的な大競争(メガコンペティション)や「知の世紀」を牽引するような能力を有する子どもを上位に、そうでない子どもたちを下位に位置付けるような序列構造の中で、結果的には国際的経済競争力のある国家に役立つ人材の育成に重点を置いていると解釈しうることが指摘されている。

第四の論点は、いわゆる「能力主義」と関係するものであり、上記の第三の論点と深く関わっている。戦後の文部行政や財界の教育に関する諸提言をみると、偏差値のような単一の尺度で「能力」を図り、それに応じた教育機会を国民に与えようとする「能力主義」に基づいた教育改革と学校制度が支配的であったことが分かる<sup>12)</sup>。1963年の経済審議会による「経済発展における人的能力開発の課題と対策」や1966年の中央審答申「後期中等教育の拡充整備について」で、学校は、新しい産業や職業の階層構造に適した人材育成の場であることが期待された。すなわち、能力主義は日本の経済成長のために必要な人材を効率よく育成することを要請するの

に不可欠の原理であった。

1980 年代になると、学力低下と学級崩壊など教育の荒廃への批判が高まるなかで、それまでの日本の教育が「結果の平等」を重視しており、そのことが過度に「画一的」な教育の原因になっているという批判が展開された。それによって、教育に市場原理を持ち込むことによって学校体系のさらなる多様化と「個性に応じた」教育機会の拡大を進めるといった論理を教育基本法の見直しを推し進める理由とされたのである。

他方、こうした能力主義に対抗するため、進歩的な教育学者や教員団体を中心とした教育運動が依拠してきた原理は「国民の教育権と子どもの発達・学習権」であった。これは、保護者や市民の信託を受けた教師が、「国民の教育権」の担い手として、「希望するものすべてに、その要求にふさわしい教育の機会均等を現実には保障すること」(日教組教育制度検討委員会)を理念としていた。しかしながらこうした状況は、1989 年の教員組合の分裂(日本教職員組合と全日本教職員組合)と日教組の協調・参加路線への転換によって変化し、その理念の実現は一層困難になっていった。

教育制度そのものが、個人の人格や成長の発達という基本的な要求とともに、社会構成員の能力形成と選抜、また社会維持に必要な知識を与えなければならないという社会的な要求にも対応せざるをえないとするならば、新自由主義による学校選択や多様化が提起する問題は、従来からの視野を越えて、国際的な視座と共に、より現実に即した教育理論の発展によって解明されるべき課題となっている。

#### 4. 国際教育学の新しい研究視座

前節では近年の教育政策・改革において特に教育機会均等問題と関連が深いと思われる論点について整理・検討してきた。一層の平等の確保が課題となっている状況下では、特に生存権的理解に依拠した教育の機会均等概念解釈の視点が必要となろう。

本節では、憲法や教育基本法に見られる諸規定の解釈を整理すると同時に、社会権規約や子ども(児童)の権利条約等の条約規則にも着目し、教育の機会均等に関わる法規範の整合的解釈を試みる。これを踏まえて、競争主義的傾向が強まる昨今の教育事情の下で、子どもの権利を軸とした教育行政を追求するため、国際教育学が果たし得る役割を検討することとしたい。

教育の機会均等という原則は、前節までで言及した日本国憲法 26 条、教育基本法 4 条(旧法 3 条)のほか、社会権規約 13 条や子どもの権利条約 28 条に規定された実定法上の原則である。日本国憲法 26 条 1 項の「その能力に応じて、ひとしく」という部分に関しては、家永教科書訴訟等を経て、「発達・学習の権利」の概念を基礎として、すべての子どもの「能力発達」の必要性(発達の要求)に応じた教育が保障されるべきであるとする解釈が有力である<sup>13)</sup>。

また、「教育を受ける権利」は、権利主体たる子どもが、然るべき教育を受けることによって、この権利を実現することを可能とするような制度の設置を国に対して要請するという制度的保障の側面を有する。その性格については、学説において、以下の3つの説が主張されてきた：1) 生存権説（権利を実現するうえでの経済的障害を除去すべく、教育の機会の平等を図るべく一定の経済的措置を講ずる国家の義務を規定している）、2) 公民権説（教育を受ける権利を一種の給付請求権と理解し、主権者である国民が、教育を受けることを実現するための条件整備を国家に対して求める権利を規定している）、3) 学習権説（人間として、市民として成長・発達し、自己の人格を完成・実現するのに必要な固有の権利を前提とし、特に、これを自ら充足できない子どもは、必要な教育を受けることを要求する権利を有する）（兼子（1972））。

3)の学習権説は、家永教科書訴訟、旭川学テ訴訟等の判例の中でも認められ、学説においても通説的地位を占めている<sup>14)</sup>。この説は、教育を受ける主体である子どもの視点に立って、教育を受ける権利の能動的側面を捉え直したものであったが、経済的な格差が、受ける教育の質や内容にも影響を及ぼすようになっている今日、これに加えて、教育を受ける権利を生存権的に理解することも重要であろう。

ただし、その前提として、憲法25条で規定された生存権の解釈も問い直さなければならない。生存権の法的性格については、朝日訴訟最高裁判決等で、国家の政治的義務を定めたに留まり、個々の国民に具体的権利を保障したものではないとする解釈（プログラム規定説）が確立されている。しかしながら、立法を通じて生存権が具体化されれば、その法律と一体的に捉えることによって、具体的権利性を論ずることは否定されない<sup>15)</sup>。このことを教育を受ける権利に当てはめるならば、憲法26条1項を、「教育の憲法」<sup>16)</sup>とも言われる教育基本法と一体的に解釈することを通して、教育を受ける権利の内容の具体的に理解することができよう。

以上を踏まえれば、教育基本法4条1項の「ひとしく能力に応じた」という部分は、個々人の精神的・身体的能力に応じて、それぞれに適切な教育を保障すると解釈でき、ひいては、異なる内容の教育を与えることを許容するものである。この点について、改正立法の審議過程では、基本的には、「それぞれの個人が持っている能力を親和的に伸ばしていく」という趣旨であり、いわゆる能力主義や競争主義の教育を目指すものではないという説明が、明示的になされた<sup>17)</sup>。また、現行教育基本法4条（旧法3条）が禁止する差別事由の中に、「経済的地位」が含まれていることに鑑みれば、教育の機会均等という原則は、現に存在する経済的な格差・不平等を可能な限り是正することが要請されると解すべきであろう。

改正立法の過程での議論は、上に述べた通りであるが、より広く、社会的な背景も含めて考えるなら、既に述べた一連の改革の中で、学業成績の不振を本人の責任に帰する競争原理が、学校教育の中で大きな位置を占めており<sup>18)</sup>、憲法26条1項や教育基本法4条1項の「能力に応



じて」という規定が、成績に応じて異なる教育を与えることを正当化する根拠として使用され、本来の趣旨目的とは逆方向に作用する危険を含んでいる。

機会均等を実質的に促進するためには、就学前の保育・教育や高等教育その他の種類の学校に関する問題も検討を要する。高等教育における国立・公立を私立大学間の学校教育関係費格差、同じ大学内の所属学部の違いから生じる学費格差、また、就学前教育に関して、保育活動の特殊性や共働き世帯増加、幼保一元化の問題など、初等・中等教育との違いを十分に踏まえた上で議論されなければならない。加えてチャータースクールやホームスクーリングについても、課題として指摘しておかなければならない。また、外国籍住民の一層の増加が見込まれる現状にあって、教育の機会均等の問題は、日本人の子どものみならず、日本に定住する外国人の子どもも含めて考えていくことが求められる<sup>19)</sup>。

## 結び

本論は教育の機会均等の現代的意義ならびにそれが内包する諸課題を、近年の日本における主な教育政策・改革との関連性の中で検討することによって、この問題に関わる論点を整理し、今後さらに重要となってくるであろう研究視座を提起しようとするものであった。

一般的に日本では、「教育の機会均等」と「結果の平等」が対立する原理として議論されることが多く、その場合「結果の平等」を過度に強調するあまり、子どもたちを常に横並びで扱い、個性や能力に見合った教育機会が与えられていないといった誤った認識が広がっている。機会均等は、単なるチャンスの平等にとどまらず、法の下での平等、そして、実際の社会にアプリアリに存在する不平等を是正するため、教育の出発点における公正 (fair) を求めるものであり、それでもなお生じてしまう格差を可能な限り縮小していくこと、すなわち、積極的差別是正措置 (affirmative action, favourable discrimination) を含む「配分の正義」としての「結果の平等」を追求するものである。ゆえに、本来両者の関係は対立した構図で語られるものではなく、その時々状況に応じた教育政策の実現において、バランスが保たれるべき関係にあると言うべきであろう。

1980年代以降、盛んに主張されはじめた規制緩和や学校選択、学校間競争の強化等の新自由主義の教育の論理が拡大され、教育をめぐる機会均等議論の矛盾はますます顕著化してきている。学校間格差を放置したままで、選択の自由を認めれば、必然的に学校格差が拡大し、受験競争のいっそうの過熱化をもたすおそれがある。そうした状況下では、学校選択の自由は一部の富裕層の家庭の特権になりかねず、いわば公・私立校を含めた受験市場の自由化となろう。また、上記で述べた教育の「個人化」現象から教育機会の地域間格差へと展開することが予測

され、併せてその地域間格差は各家庭の階層間格差と連動して行くと思われる。教育市場を介して、「学校・教師」と教育の主体である「こども・親・地域住民」とが対峙する関係へと組み替えられ、政府が国民に対する責任を免れるといった構造が生まれつつある。このような状況の中で、教育の機会均等が保障される制度的枠組み自体をどう再設定するのかをめぐって大きな論争と試行錯誤が展開されつつある。<sup>20)</sup>

しかしながら、教育と機会均等をめぐる議論は、完全に閉ざされているわけではない。それをどのようにして開いていくかが、今後の日本の教育政策に残された課題であろう。そこで、教育の機会均等に関わる研究が役割を果たすためには、無批判に進行されつつある市場原理の導入に対して、「参加」と「創造」の論理を対抗軸にしつつ、一人ひとりが学校教育を自らのものであると確信し、教育の機会の平等を追求していく主体として、公共的な場の構築と民主的討議の手続きはどのようにして実現できるのか、また、国はどのような責任を負うのか、深い議論が必要である。「参加と共同の学校づくり」の運動も、その実践的役割を担うことになる。同時に、憲法が保障する教育を受ける権利の実質的内容を形成する法律として、教育基本法を捉え、国際人権法、とりわけ子どもの権利条約を生かす制度としての学校という視点が今後ますます重要になってくるであろう。

日本における教育の機会均等研究はこのような段階に至っており、そうした議論が中心となって、新しい教育の在り方が創造されるように思えてならない。そうした力を教育の機会均等問題に投入することができる研究者が一人でも多くなることに期待したい。

#### (追記)

本論の執筆に当たっては、第22回国際教育学会研究大会（於：首都大学東京）において実施された課題研究II「グローバル時代の日本における「教育の機会均等」の意義と課題」で報告者であった堀尾輝久氏より御意見と御批判を頂いたことを記しておきたい。

#### 注

- 1) 綱領の全文は、下中弥三郎(1974)を参照。
- 2) 宗像誠也「教育権論の発生と展開」永井憲一編(1977)、52頁以下。永井憲一「解説」永井編、同書、43頁以下。兼子仁(1970)。
- 3) 詳しくは、Friedman, et al. (1962), Friedman (1987) を参照。「教育バウチャー」とは、子ども一人ひとりにかかる学校教育の公費を全て「クーポン券」として各家庭に配布し、保護者達は選択した学校の校長にそれを渡す。そして学校長は、クーポン券を換金して学校の維持管理や教員の給与、また新たな教育投資にあてるというものであった。
- 4) レオナード・ショッパ(小川正人監訳)(2005)を参照。
- 5) 佐貫浩・世取山洋介編(2008)を参照。
- 6) 佐藤(2000)、橘木(1999)、荻谷(2008)「階層化日本と教育危機」。
- 7) 藤田(2010)、221-229頁。

- 8) 藤田(2010) 228 頁。
- 9) 荻谷「階層化日本と教育危機」(2008)。
- 10) 教育法令研究会編(1947 年)。
- 11) 日本国憲法を「押し付け」であるとする見解につき、長尾(2011)を参照。
- 12) 堀尾(1979)を参照。
- 13) 内野(1994)を参照。
- 14) 例えば、芦部(2011)、264-265 頁を参照。
- 15) 芦部、上掲書、260 頁。
- 16) なお、教育基本法の準憲法的性格をめぐる議論について、兼子仁(1981)、30 頁、内野、前掲書、注 36、87-90 頁を参照。また、改正審議の過程では、「学ぶ権利」が憲法 26 条で規定されていることを肯定したうえで、教育基本法は、これを実現する国及び地方公共団体の積極的義務を定めるものであるとの答弁がなされた(平成 18.5.16 衆議院本会議における小泉内閣総理大臣(民主党 鳩山由紀夫議員の質問に対して)・平成 18.5.16 衆議院教育特別委員会における小坂文部科学大臣(民主党 小宮山洋子議員の質問に対して))。
- 17) 例えば、昭和 60.2.18 衆議院予算委員会における茂原内閣法制局長官、平成 18.6.18 衆議院教育特別委員会における田中文部科学省生涯学習政策局長(公明党 齊藤鉄夫議員の質問に対して)。
- 18) 佐藤司(2004)、94-95 頁。
- 19) 判例・通説においても、外国人にも、権利の性質上適用可能な人権規定は、全て及ぶものとされている(例えば、芦部(2011)、92 頁)。また、外国籍の子どもの就学について、文部科学省「外国人児童生徒受入れの手引き」[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm) (最終アクセス、2012 年 2 月 27 日)を参照。
- 20) 荻谷、『学力と階層 教育の綻びをどう修正するか』、17 頁以下。

### 参考文献

- 芦部信喜(高橋和之補訂) 2011『憲法』第 5 版、岩波書店。
- Friedman, M., et al. (1962), *Capitalism and Freedom*, University of Chicago Publishing, 1962(村井章子訳 2008 年『資本主義と自由』日経 BP 社)
- Friedman, M., (1987) *Free to Choose: A Personal Statement*, Avon Books, 1987 (西山千明訳 2002『選択の自由—自立社会への挑戦』日本経済新聞社)
- 広田照幸監修 2010『リーディングス 日本の社会と教育』第 11 巻、三省堂。
- 堀尾輝久 1971『現代教育の思想と構造』岩波書店。  
 ——1979『現代日本の教育思想—学習権の思想と「能力主義」批判の視座—青木教育叢書』青木書店。
- 伊ヶ崎暁生 1978『教育の機会均等—教育基本法文献選集 3』学陽書房。
- 伊藤和衛 1965『教育の機会均等—義務教育費の財政分析を中心として』世界書院。
- 兼子仁 1970『教育権の理論』、勁草書房。  
 ——1972「憲法二三条・二六条および教育基本法一〇条の体系的解釈」『法律時報』臨時増刊『憲法と教育』  
 ——1981『教育法』新版、有斐閣。
- 荻谷剛彦 2008『階層化日本と教育危機—不平等再生産から意欲格差社会へ』有信堂高文社。  
 ——2008『学力と階層 教育の綻びをどう修正するか』朝日新聞出版。
- 教育法令研究会編 1947『教育基本法の解説』国立書院。
- 小内透 2009『リーディングス 日本の教育と社会—13 教育の不平等』日本図書センター。
- 久保義三 1984『対日占領政策と戦後教育改革』三省堂。
- 黒崎勲 1989『教育と不平等』、新曜社。
- 宮寺晃夫編 2011『再検討—教育機会の平等』岩波書店。
- 永井憲一編 1977『教育権—文献選集・日本国憲法 8』三省堂。
- 長尾一紘 2011『日本国憲法』(全訂第 4 版) 世界思想社。
- 日本教育行政学会編 1986『教育の機会均等と学校選択』(日本教育行政学会年報 12 号)。

- Rawls 1971, J., *A Theory of Justice*, Belknap Press, (川本隆史他訳 2010 『正義論』 紀伊国屋書店)
- レオナード・ショッパ (小川正人監訳) 2005 『日本の教育政策過程』 三省堂.
- 下中弥三郎 1974 『万人労働の教育—下中弥三郎教育論集』 平凡社.
- 佐貫浩・世取山洋介 2008 『新自由主義教育改革—その理論・実態と対抗軸』 大月書店.
- 佐々木幸寿 2009 『改正教育基本法—制定過程と政府解釈の論点』、日本文教出版.
- 佐藤俊樹 2000 『不平等社会と日本』、中公新書.
- 佐藤司 2004 『現代教育法の諸問題』、勁草書房.
- 白石裕 1996 『教育機会の平等と財政 保障—アメリカ学校財政制度訴訟の動向と法理』 多賀出版.
- 清水寛 2008 「『発達の必要に応じて』の教育条理解釈の提起をめぐる」 『障害者問題研究』 36 卷 1 号
- 鈴木英一 1970 『戦後日本の教育改革 3—教育行政』 東京大学出版会.
- 田中光太郎 1961 『教育基本法の理論』 有斐閣.
- 田中壮一郎 監修 2007 『逐条解説—改正教育基本法』 第一法規.
- 橘木俊昭 1999 『日本の経済格差』 岩波新書.
- 辻田力・田中二郎監修 1974 『教育基本法の解説』 国立書院.
- 塚崎幹夫・塚崎昌子 1975 『教育の機会均等とは—立ち上がった母親たち』 三一書房.
- 内野正幸 1994 『教育の権利と自由』、有斐閣.
- 渡部昭男 1997 「『教育の機会均等』原則の使命は終わったのか—『教育における正義の原則』への道程」 『教育』 47 卷 3 号
- 山住正己・堀尾輝久 1976 『戦後日本の教育改革 2—教育理念』 東京大学出版会.
- 山田昌弘 2004 『希望格差社会—「負け組」の絶望感が日本を引き裂く』 薩摩書房.

# Arguments for ‘Equality of Educational Opportunity’ and New Research Perspectives for International Education

OKADA Akito

This article will discuss some of the meanings and associations connected to the idea of equality of opportunity applied to the educational policies in recent Japan, particularly from the 1980s to the new millennium and suggest possibilities of new research perspectives for international education.

Much of the early research and debate in the sociology of education, and the educational policy derived from it, was constructed around ideas of equality within education and of equality of opportunity in particular. Equality within education is a broad concept that has been used in many ways, but it is essentially concerned with the equal distribution of goods and people within the education system. Thus, concern was given to differences in educational expenditure between schools; to variations in more intangible aspects such as teacher expectations of students or school culture; and to the differences in the input and output characteristics of schools in terms of examinations results.

Recently, there had been concerns that equality of educational opportunity has been lost and that this is leading to the stratification of Japanese society through the widening of income differentials, in a ‘gap society’. In such a disparity society, secure full-time jobs are increasingly becoming limited to those who graduate from prestigious universities, and entry into those institutions is becoming connected more clearly with family income and investments. Parental attitudes towards their children taking extra lessons after school, going to cram schools, getting into university, and getting into a relatively high-ranking university have influenced educational costs.

Some critics have argued that the education reforms of the 1990s, designed to give students more free time to explore their own interests, worked to accelerate these gaps. Because educational success was visibly related to family background, the reforms led to the development of children who could no longer see the point of working hard in school, who then dropped out of the system altogether or became disruptive within it.

This article attempts to analyze equal opportunity in Japan’s recent education reform. It looks at: the educational policies formed to create equal opportunity; the various interpretations of how major political parties and academics feel about the current changes in the schools system; and to analyze how these various arguments formed over the time. It also examines new disputes concerning equality of educational opportunity and analyzes criticisms of educational inequalities.